

第 3 回 定 例 会

(第 1 号)

令和7年第3回広域飯能斎場組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (8月21日)	
議事日程	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	3
職務のため出席した者	3
議長あいさつ	5
議会運営委員会の報告	5
開会及び開議の宣告	5
議事日程の報告	5
組合議員の異動報告	5
議席の指定	6
会期の決定	6
会議録署名議員の指名	6
諸報告	6
管理者あいさつ	7
管理者提出議案の報告	7
議案第8号、認定第1号一括上程	8
提案理由の説明	8
議案に対する質疑、討論、採決	10
一般質問	12
議員派遣の件	20
令和6年度繰越明許費繰越計算書の報告に対する質疑	20
管理者あいさつ	20
閉会の宣告	21
署名議員	23
参考資料	

處理結果 25

広域飯能斎場組合告示第6号

令和7年8月21日に、令和7年第3回広域飯能斎場組合議会定例会を飯能市役所に招集する。

令和7年8月8日

広域飯能斎場組合管理者 新 井 重 治

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員 8名

1番	関	田	直	子	議員	2番	滝	沢		修	議員
3番	加	涌	弘	貴	議員	4番	菅	野		淳	議員
5番	土	方	隆	司	議員	6番	丸	橋	工	キ	議員
7番	佐	藤		真	議員	8番	三	木	伸	也	議員

不応招議員 なし

令和7年第3回広域飯能斎場組合議会定例会

議事日程第1号

令和7年8月21日（木曜日）午前10時開会

- 1 開会、開議
- 2 組合議員の異動報告
- 3 議席の指定
- 4 会期の決定
- 5 会議録署名議員の指名
- 6 諸報告
- 7 議案第8号、認定第1号一括上程
提案理由の説明、質疑、討論、採決
- 8 組合に対する一般質問
- 9 議員派遣の件について
- 10 閉会

出席議員 8名

1番	関田直子	議員	2番	滝沢修	議員
3番	加涌弘貴	議員	4番	菅野淳	議員
5番	土方隆司	議員	6番	丸橋ユキ	議員
7番	佐藤真	議員	8番	三木伸也	議員

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

管理者	新井重治	君	副管理者	小谷野剛	君
副管理者	谷ヶ崎照雄	君	代表監査委員	森健二	君
会計管理者	大坂美智子	君	事務局長	春原秀樹	君

職務のため出席した者

書記長 大 野 充 君
書 記 小 山 内 将 之 介 君

書 記 大 野 裕 司 君
書 記 金 子 直 樹 君

◎議長あいさつ

- 議長（関田直子議員） それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

◎議会運営委員会の報告

- 議長（関田直子議員） まず初めに、本日開会前に議会運営委員会が開催されましたので、協議の結果についてご報告をお願いいたします。

加涌議会運営委員長

- 議会運営委員会委員長（加涌弘貴議員） 令和7年第3回定例会に先立ちまして、開会前に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

まず、本定例会の会期につきましては、本日1日とすることに決定いたしました。

次に、本定例会に提出されます議案は、管理者提出議案2件でございます。

次に、本定例会における一般質問の通告は2名でございました。組合に対する一般質問は、議案の審査終了後に行うことになっておりますので、ご了承願います。

次に、行政視察の実施に伴い、議員派遣議決を行うことになりましたので、ご了承願います。

次に、令和8年第1回定例会につきましては、令和8年2月5日に開会の予定でありますので、あらかじめご了承願います。

以上で報告を終わりますが、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

- 議長（関田直子議員） 以上で議会運営委員長の報告を終わります。

◎開会及び開議の宣告

（午前10時00分）

- 議長（関田直子議員） ただいまから令和7年第3回広域飯能斎場組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 議長（関田直子議員） 本日の議事日程は配付しておきましたから、ご了承をお願いいたします。

◎組合議員の異動報告

- 議長（関田直子議員） 議事に入る前に、本組合議員に異動がありましたので、ご報告いたします。
組合議員の辞職によります異動でございます。辞職及び就任されました議員の氏名等につきましては、印刷の上、配付しておきましたので、ご了承をお願いいたします。
以上で組合議員の異動報告を終わります。

◎議席の指定

- 議長（関田直子議員） 次に、新たに就任されました組合の議員の議席を、議長において指定を行います。
5番、土方隆司議員。
以上のとおり議席を指定いたします。

◎会期の決定

- 議長（関田直子議員） 次に、会期についてお諮りいたします。
本定例会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う者あり〕
○議長（関田直子議員） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（関田直子議員） 次に、会議録署名議員の指名を行います。
3番、加涌弘貴議員、4番、菅野淳議員、8番、三木伸也議員、以上3名の方をお願いいたします。

◎諸報告

- 議長（関田直子議員） 次に、諸報告をいたします。
まず、監査委員から広域飯能斎場組合一般会計の例月出納検査の結果についての報告がありました。報告書の写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承をお願いいたします。
次に、本定例会に説明者として出席する者の職・氏名を一覧表として配付しておきましたので、

ご了承をお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

◎管理者あいさつ

○議長（関田直子議員） 管理者からあいさつのための発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

新井管理者

○管理者（新井重治君） 議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、令和7年第3回広域飯能斎場組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご参集を賜り、ここに議会が開会できますことを心から御礼を申し上げます。

さて、本定例会にご提案申し上げました案件は、議案第8号及び認定第1号の2件でございます。何とぞ、慎重にご審議をいただきまして、原案のとおりご議決、ご認定を賜りますようお願いを申し上げ、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

◎管理者提出議案の報告

○議長（関田直子議員） 次に、管理者から議案の提出がございましたので、ご報告いたします。

議案につきましては、議案送付書の写しとともにお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

広飯齋組発第107号

令和7年8月21日

広域飯能斎場組合議会

議長 関田直子様

広域飯能斎場組合

管理者 新井重治

議案の提出について

令和7年8月21日開会の、令和7年第3回広域飯能斎場組合議会定例会に、下記議案を提出するため送付いたします。

記

議案第8号 令和7年度広域飯能斎場組合一般会計補正予算（第1号）案

認定第1号 令和6年度広域飯能斎場組合一般会計歳入歳出決算の認定について

◎議案第8号、認定第1号一括上程

○議長（関田直子議員） 議案第8号、認定第1号を一括して議題といたします。

◎提案理由の説明

○議長（関田直子議員） 提案理由の説明を求めます。

新井管理者

○管理者（新井重治君） ただいま一括上程されました議案の提案理由につきましては、議案に添付されております提案理由書のとおりでございますが、私からは概略を申し上げます。

初めに、議案第8号 令和7年度広域飯能斎場組合一般会計補正予算（第1号）案につきましては、歳入歳出それぞれ661万9,000円を増額し、予算の総額を5億9,041万8,000円とするもので、歳入におきましては前年度繰越金を増額いたしました。

歳出におきましては、2款総務費では構成市への返還金を増額いたします。3款斎場費では、施設の建て替えに係る委託料を増額し、広域飯能斎場施設建設基金積立金を減額いたします。

以上で議案についての提案理由の説明を終わらせていただきますが、認定第1号 令和6年度広域飯能斎場組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、監査委員による決算審査の報告の後、会計管理者からご説明申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（関田直子議員） 次に、認定第1号の説明に入る前に、監査委員の報告を求めます。

森代表監査委員

○代表監査委員（森 健二君） 代表監査委員の森と申します。よろしくお願いいたします。代表監査委員原稿説明ということで、簡単に審査結果についてご報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、審査に付されました広域飯能斎場組合一般会計歳入歳出決算につきましては、日高市選出の三木監査委員とともに、6月27日に審査を実施いたしました。なお、このたびの審査は広域飯能斎場組合監査基準に準拠し、実施をいたしました。

この審査結果の詳細につきましては、意見書として取りまとめたとおりでございます。

一般会計の決算書及びその附属明細書のいずれも関係法令に準拠して作成されており、その内容、数値は、関係諸帳簿及び証書類と符合し、適正なものと認められたところでございます。

当年度は、火葬件数が大幅に増加した一方で、組合内火葬が増加し、組合外火葬が減少したことにより、使用料収入は減少となりました。

こうした状況の中、老朽化する施設の修繕、新斎場建設に伴う基本設計業務を前倒しで行えたことは大変評価できる点でございます。

今後も厳しい財政状態が続くと予想されますけれども、コスト削減のみを意識し過ぎてしまうと本来は予算化し支出することが望ましいものについても対応を先延ばしにしてしまうことがありますので、限られた財源の中で有効な予算執行に努めていただきたいと思います。

超高齢化社会に突入して、死亡者数が右肩上がり増加を続けていますが、飯能斎場の火葬能力で対応できる限界を一部既に超えている状況が存在しています。今後増加する将来の火葬需要に対応するために、一日でも早い新斎場の完成を切に望みます。

以上、簡単ではございますが、審査結果についてご報告といたします。ありがとうございます。

○議長（関田直子議員） 続いて説明を求めます。

大坂会計管理者

○会計管理者（大坂美智子君） 認定第1号 令和6年度広域飯能斎場組合一般会計歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を賜るためご提案申し上げたものでございます。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。歳入の収入済額は2億9,525万3,957円、調定額に対し100%の収納率でございます。

1 款分担金及び負担金は、構成市からの維持管理費負担金及び建設費負担金で前年度比1億2,174万9,306円の増、歳入総額に占める割合は82.8%でございます。

2 款使用料及び手数料は、火葬場3,414件、葬祭場、通夜室それぞれ270件の使用料などで、前年度比136万7,600円の減、歳入総額に占める割合は11.4%でございます。

3 款繰越金は、前年度繰越金で前年度比308万1,229円の増、歳入総額に占める割合は5.7%でございます。

4 款諸収入は、自動販売機の電気料負担金などでございます。

次に、歳出について申し上げます。歳出の支出済額は2億1,838万7,258円、執行率は74.0%でございます。

1 款議会費の執行率は66.3%で、議員報酬、会議録印刷製本などの経費でございます。

2 款総務費の執行率は93.1%で、派遣元への職員給与等負担金、事務事業に係るシステム保守委託料及び使用料、前年度繰越金の構成市への還付金などがございます。

3 款斎場費の執行率は70.9%で、火葬業務に係る燃料費、火葬炉設備などの施設修繕料、施設の

運営、維持管理及び施設の基本設計業務に係る委託料などがございます。

4 款予備費の充用はございませんでした。

以上で、歳入歳出差引残額7,686万6,699円ですが、翌年度へ繰り越すべき財源が6,468万円あり、実質収支額は1,218万6,699円でございます。

以上、歳入歳出について主なものを申し上げましたが、その他の内容につきましては参考資料をご参照願いたいと存じます。

何とぞ慎重にご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（関田直子議員） 説明を終わります。

◎議案に対する質疑、討論、採決

○議長（関田直子議員） これより議案に対する質疑を行います。

質疑は通告に基づき、その内容を端的に述べられ、これに対する答弁も要点を簡明に述べられるようお願い申し上げます。

また、発言は自席で起立して行い、質疑は同一議題について3回を超えることができないこととなっておりますので、ご了承をお願いいたします。

まず、議案第8号に対する質疑の通告はございません。

次に、認定第1号に対して質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

滝沢修議員

○2番（滝沢 修議員） それでは、認定の第1号につきまして質疑をさせていただきます。

今回初めて齋場議会のほうを務めることになりましたので、いろいろと申し訳ありませんけれども、よろしくお願い申し上げます。

まず、認定第1号で令和6年度広域飯能齋場組一般会計歳入歳出の認定で2点でありますけれども、質疑を行います。

まず、1点目でありますけれども、歳出の齋場費、齋場建設費の関係、議案書でいきますと9ページ、10ページでありますけれども、この新齋場建設支援業務委託料、これが495万円、そして測量設計委託料、これが2,772万円となっておりますけれども、内容についてお伺いしますけれども、成果説明書におきますと、令和6年8月の定例会で補正を行ったと。基本設計業務委託を実施しますと成果説明書のほうに載っていることかというふうに思うわけでありますけれども、その辺についてお伺いしておきます。

それと、2点目でありますけれども、広域飯能齋場施設建設基金積立金の設置の目的になりますけれども、今回は2,398万7,000円となっておりますけれども、この内訳についてもお伺いをしてお

きます。

以上です。

○議長（関田直子議員） 答弁願います。

春原事務局長

○事務局長（春原秀樹君） ご答弁申し上げます。

まず、新斎場建設支援業務委託料ですけれども、火葬炉メーカー及び設計業者を選定する際、プロポーザル方式を採用いたしました。当組合では、過去の入札においてプロポーザル方式を実施した経験がなく、ノウハウがないため、業者選定の評価方法や資料作成などにおいて専門のコンサルタントに支援業務を委託したものでございます。

また、測量設計委託料につきましては、新斎場建設に係る基本設計業務委託でございます。

成果説明書にありますように、事業の進捗を図るため、令和6年8月定例会において補正予算のご議決をいただき、当初令和7年度実施予定であった基本設計業務委託を1年前倒しで令和6年度に契約をしたものでございます。

次に、広域飯能斎場施設建設基金につきましては、新斎場建設に要する経費の財源を確保するため、令和6年4月に設置をいたしました。新斎場建設に要する建設費につきましては、大変高額となるため、各構成市からの負担金のみでは資金調達が難しく、起債や埼玉県のふるさと創造貸付金などを活用する予定としております。しかし、工事費の前払い金につきましては、契約後すぐに支払いが生じるため、このための財源として基金を活用する計画となっております。

当初予算では積立金として1億1,517万9,000円が計上されておりましたが、先ほど申し上げましたとおり、基本設計業務委託を1年前倒しで契約をするため、補正予算により積立金を減額し、測量設計委託料を増額いたしました。契約後に事業内の執行残を含めました2,398万7,000円を基金に積み立てたものでございます。

答弁は以上でございます。

○議長（関田直子議員） 答弁は以上です。

滝沢議員

○2番（滝沢 修議員） それでは、2回目になりますけれども、今基金についてご説明がございました。当初予算では1億1,517万9,000円計上したということでありまして、基本設計業務とか、こういうものを前倒しでやったので、今回の基金は2,398万7,000円だったということでありまして、基金の考え方といたしますか、飯能市の場合は平成29年だと思っておりますけれども、クリーンセンターを建て替えました。このときもかなりきちっとした期間も長く、建設とか違いますから、これはあれですけれども、基金というところある一定その建設費に対してためておくものであったというふうに考えているわけでありまして、この新斎場建設におきます広域飯能斎場建設基金をどういうふうに運用していくのか、これについてお伺いしておきます。

○議長（関田直子議員） 答弁願います。

春原事務局長

○事務局長（春原秀樹君） ご答弁申し上げます。

今回の基金の運用方法でございますけれども、主に工事費の前払い金の一般財源分に充てるものでございます。設立につきましては令和6年度になりますので、令和6年、7年、8年と3年間積立てを行い、令和9年度分の負担金と合わせて支払う計画となっております。

新斎場が完成した後も30年、40年経過しますと、また施設の更新の時期がやってまいります。40年先の将来を見据え、国からの財政支援がない中で貴重な財源として基金を活用するため、有益な運用ができるよう今後も活用したいと考えております。

答弁は以上でございます。

○議長（関田直子議員） 答弁は以上です。

以上で認定第1号に対する質疑を終わります。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発言通告による討論はありません。

他に討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（関田直子議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

まず、議案第8号について採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（関田直子議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、認定第1号について採決いたします。

本件は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（関田直子議員） ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決定いたしました。

◎一般質問

(佐藤 真議員)

質 問 事 項	質 問 要 旨
1 待ち日数について	(1) 冬季の待ち日数について ①現時点での冬季待ち日数短縮の方策は。

○議長(関田直子議員) 続きますので、広域飯能斎場組合に対する一般質問を行います。

発言は、通告順に許します。発言に入る前に一言申し上げます。質問者におかれましては、その内容を端的に述べられ、またこれに対する答弁も要点を簡明に述べられるようお願いいたします。

それでは、発言を許します。

7番、佐藤真議員

○7番(佐藤 真議員) 7番、佐藤真です。議長の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行わせていただきます。

令和6年度広域飯能斎場組合一般会計歳入歳出決算審査意見書、先ほどご説明がございましたけれども、それを見ると、管内の令和6年度死亡者数は前年度より462人多い4,019人となっており、右肩上がりで増加を続けているとされております。結果として飯能斎場で火葬が可能な上限件数3,463件を超え、冬季の予約待ち日数は最長で20日になるなど、逼迫した状況となっていると記述されております。

私は、こうした死亡者数増加による待ち日数の長期化に関して、令和5年8月の議会でも一般質問で触れました。その際取り上げた一般社団法人火葬研の令和2年3月、広域飯能斎場のあり方検討に係る調査委託報告書と令和3年3月、広域飯能斎場のあり方検討に係る支援業務委託報告書では、構成3市の死亡者数のピークは2036年から40年となり、死亡者数が2018年の1.41倍となる4,230人と推計されております。

令和6年、2024年度で死亡者数が既に4,000人超となっていることを踏まえると、ピーク時が前倒しになっているのではないかと私は考えます。斎場組合でも令和5年度途中から1日当たりの火葬枠を増設し、待ち日数を縮小する努力がなされていることは存じておりますが、新たな斎場建設までの期間内において、より効果的な待ち日数縮小のための方策が必要と考えます。事務局として現時点での対応の方策について伺います。

以上です。

○議長(関田直子議員) 答弁願います。

春原事務局長

○事務局長(春原秀樹君) ご答弁申し上げます。

まず、現在の待ち日数の状況でございますけれども、令和6年度におきましては年間の平均待ち日数は8.2日、5月から11月の通常期は6.4日、12月から4月のピーク期は10.8日、一番のピークであります2月は14.0日ございました。

待ち日数短縮の対策として、通常期は1日当たり11件の火葬を実施するところ、令和5年度につきましては12月から2月の3か月間、1日当たり12件に増枠いたしました。一定の効果が見られたことから、令和6年度につきましては1日当たり12件の増枠を1か月延長し、12月から3月までの4か月間にわたって実施をいたしました。

さらに新たな対策として、解剖体の受入れをするために特別枠を早朝に増設し、1日最大で13件の受入れを試験的に実施いたしました。しかし、そのことにより火葬炉に過度な負担がかかり、火葬炉が故障するという事態を起こしてしまいました。

今後につきましては、解剖体の受入れはピーク期を避け、最大でも1日12件の火葬を上限とし、増枠の期間を延長することにより、待ち日数の分散化を図りたいと考えております。

新斎場が完成するまでの間、火葬炉を温存させながら、一方で増加する火葬需要に対しバランスのよい対策を実施するとともに、一日でも早く新斎場が完成できるよう鋭意努力をしております。

答弁は以上でございます。

○議長（関田直子議員） 答弁は以上です。

○7番（佐藤 真議員） 終わります。

○議長（関田直子議員） 以上で佐藤議員の一般質問を終わります。

（加涌弘貴議員）

質 問 事 項	質 問 要 旨
1 新斎場建設について	(1) 広域飯能斎場施設整備事業における市民要望について

○議長（関田直子議員） 続いて発言を許します。

3番、加涌弘貴議員

○3番（加涌弘貴議員） 3番、加涌弘貴でございます。5月に就任したばかりでございますので、不慣れな点があるかと思いますが、ご容赦お願い申し上げます。議長のお許しをいただきましたので、一問一答方式で質問させていただきます。

まず、管理者、新井市長におかれましては、7月の市長選、再選おめでとうございます。本当に心からお喜びを申し上げます。

今回の一般質問は、新斎場建設について、広域飯能斎場施設整備事業における市民要望についてお尋ねをしたいと思っております。人の悼み、亡くなった方への葬送の念をもって懇ろに弔うこのことは大切なことでありまして、日本人の文化、慣習を重んじる点でも斎場は、私は大変重要な施設、役割を担うものというふうに思っております。先ほど半年前倒しで順調に計画が進んでいると伺ったところであります。今後40年から50年の長きにわたって利用される大事な施設であります。将来を見据えたしっかりとした計画策定が求められるというふうに思います。

このたび市民の方から要望書が管理者宛てに提出をされたというふうに伺ったところでありま

す。議員の皆さんにも本日お配りをさせていただいたところでありますけれども、まずどのような方が陳情されたかについてお伺いいたします。

○議長（関田直子議員） 答弁願います。

新井管理者

○管理者（新井重治君） お答えいたします。

どのような方かというようなことですが、要望がありましたのは飯能地区佛教会から要望が出されたものでございます。

以上です。

○3番（加瀬弘貴議員） 市長自らご答弁、ありがとうございます。私お聞きしたところによりますと、今日議事録を頂きました。傍聴にもお越しをいただいたところでありますけれども、法光寺さん、医王寺さん、聖天院さん、廣渡寺さん、観音寺さん、大光寺さん、そして宝蔵寺さんということで、住職、副住職8名の方が今回陳情されたということで、佛教会、一般市民ではなく、常に直接葬祭に関わるお寺の住職さん、副住職さんの方からの要望書が管理者宛てに提出されたということでもあります。

また、今後この要望書につきましては、副管理者であります小谷野市長さん、狭山市長さん、また谷ヶ崎日高市長さんにも提出をしているということも伺ったところでもあります。

時間20分という時間でありますので、私から大きく4項目の要望があったというふうにお聞きをしておるところであります。1点目が、火葬までの日数の長期化、将来の需要増加に対応するには、火葬炉をぜひ現状の8基から10基に増やしてもらいたいということが1つ大きな要望だと思えます。

2点目が葬祭ホールの増設、3点目が遺体安置所の数、ただいま2室だということなので、これを増やしてもらいたい。4点目がペット用の火葬炉を造ってもらいたい、大きく分けて4点の要望だと思えます。

お聞きします。遺体安置所の数というのは、新斎場計画では何室ぐらいを予定されているのか、これについてお伺いいたします。

○議長（関田直子議員） 答弁願います。

新井管理者

○管理者（新井重治君） お答えいたします。

議員おただしのお通り、冬季になりますと死亡者が増え、予約の待ち日数が年々増加傾向にあることは承知しているところでございます。現状では冬季のピーク時には平均で14日の待ち日数となり、逼迫した状況となっているところでございます。これも現斎場におきましては、施設の老朽化等により火葬炉6基のうち5基で火葬していることも影響しているのではないかと予想するところでございます。

そういった状況に対応するため、新斎場につきましては、火葬炉を8基にする計画としております。計画につきましては、狭山市、日高市、飯能市の3市で数年をかけ施設の設置場所あるいは規模等について検討し、決定してきたところでございます。新斎場につきましては、通常時は8基で1日当たり16件の火葬ができる施設となっているところでございまして、将来死者数が増加し、予約の待ち日数の状況が逼迫してきた場合には、火葬を行っていない日の火葬並びに業務時間の延長や火葬炉の稼働数を上げることにより、ピーク時においても対応できるものというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（関田直子議員） 答弁は以上です。

○3番（加涌弘貴議員） すみません。私がお聞きしたのは、遺体安置室の数、これは局長のほうでいいと思うのですけれども、遺体安置室の数を今新斎場では何室にされるのかという点をまずお聞きをしたところでありますが、市長のほうからも今火葬までの長期化の将来需要の懸念から、火葬炉を8基から10基に増設を要望している点も予めお答えいただきましたので、それは私もそうしましたけれども、今お聞きしたのは遺体安置室の数、これがどうなっているかについてお聞きをしたところでありますので、お答え願います。局長で。

○議長（関田直子議員） 答弁願います。

春原事務局長

○事務局長（春原秀樹君） 今霊安室の数ということのご質問でございました。現在の飯能斎場におきましては、霊安室は1室ございまして、その中に棺おけごと安置ができる専用の冷蔵庫の中に2体まで受付ができるというようなことで運用しております。

新しい斎場につきましては、霊安室は1室ですけれども、その中に6体までご遺体を安置できる専用の冷蔵庫を用意する予定でおります。

以上でございます。

○議長（関田直子議員） 加涌議員

○3番（加涌弘貴議員） 6基に増設していただけるということが分かりました。ありがとうございます。この件につきましては要望を満たしているのかなと思います。

一番私が懸念していますというか、この佛教会の皆さんが懸念していることは、火葬までの日数長期化と将来需要増加の懸念、これは8基から10基にしてもらいたいという要望だと思うのです。市長のほうからお答えをいただいた今、8基でも既に3市で協議が整って、基本設計に入っているのだというふうにお答えをいただいておりますので、重複したお答え結構なのですけれども、その私がお聞きしたところによりますと、8基で本設計を進めている中で、むしろ10基のほうが全体的に費用が低減されるのではないかと、こんな声もお聞きをしました。

また、冬場のピーク時、この待ち日数の長期化の解消が8基で解消できるのかと、こういう声もお聞きしたところであります。私調べれば調べるほどそういう声のほうが多いのでありますけれど

も、その点についてはどのようなご見解をお持ちなのか、これについてお伺いいたします。

○議長（関田直子議員） 答弁願います。

新井管理者

○管理者（新井重治君） お答えいたします。

8基より10基のほうが安価で済むのではないかというふうなおただしでございますけれども、その辺につきましては、通常の計算でいく、どういうふうな計算になっているのか、その辺につきましては検証させていただければと思います。

以上です。

○3番（加瀬弘貴議員） 初めて管理者から検証という言葉いただきました。本当に検証が必要だと私も思います。

将来需要の逼迫に備えて、増設ユニットの建設も計画されていますね、ここでも。危なくなるのではないかという懸念もここで増設ユニットの計画もされているということなのです。伺ったところ、コストが5億かかるって言うのですね。5億。設置に2年かかる。それだったら初めから、そんなに変わらないのであれば、10基にしたほうがいいのではないかというのが私の見解であります。

ぜひ初めから10基にすれば、佛教会の皆さんからご要望いただきました日数の長期化の懸念も解消して、余裕ができると思います。余裕ができれば他市からの受入れも可能になります。決して無駄な投資にならないと思いますけれども、その辺についてのご見解はどのような見解をお持ちなのか、これについてお伺いいたします。

○議長（関田直子議員） 答弁願います。

春原事務局長

○事務局長（春原秀樹君） ご答弁申し上げます。

現在の計画では、国立社会保障・人口問題研究所の発表しております将来人口推計を基に死亡者数を算出し、必要炉数の算定をしております。しかしながら、議員おただしのとおり、現在の死亡者の増加率などを勘案しますと、想定以上に死亡者が増加するリスクも考慮する必要もあるかと思っております。

先ほど管理者のほうよりありましたように、現状では火葬を行っていない日並びに業務時間の延長、火葬数の増加、さらには解剖体などの受入れの時期等も考慮し、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

これらの対応を行った上で、さらに想定を超えた死亡者数が増加した場合、対応が困難だと見込まれる場合には増設ユニットの設置を検討することを考えております。

この増設ユニットですけれども、こちらは軽量鉄骨を用いたプレハブの内部に2基の火葬炉と待合室を一体で設置する構造となっているもので、もともとは災害時の仮設火葬炉として改造されたものです。この増設ユニットの設置場所につきましては、現在行っている基本設計の中で設置でき

るスペースを確保していくということを考えております。

また、設置費用につきましては、待合室を備え付けたものになりますと、メーカーの話ですと約5億円程度になるということを知っております。設置期間につきましては、こちらは建築確認が必要となります。また、都市計画決定の変更などの法的な手続を取る必要がございますので、工事期間を含めると、約2年程度設置期間がかかるというふうには聞いております。こちらのユニットの設置につきましては、将来ピークを超えたときに将来人口の減少を視野に入れまして、必要がなくなった時点で撤去することで、その後の維持管理費などの縮減等にも対応できると、柔軟な対応ができると考えております。

答弁につきましては以上になります。

○議長（関田直子議員） 答弁は以上です。

加涌議員

○3番（加涌弘貴議員） 私の質問にちょっと答えていないので、ここであえて求めませんけれども、やっぱり検証が必要だと思います。ねえ、まあいいや。私の質問に答えていらっやしませんね。

本来の基本設計の段階であります。仮に10基に計画変更しても、スケジュール的には11年度の完成に向けて十分間に合うというふうに思いますけれども、このスケジュール的な面でのことについては、このことについてお伺いいたします。

○議長（関田直子議員） 答弁願います。

春原事務局長

○事務局長（春原秀樹君） スケジュールの関係のご質問でございました。もし仮に今この時点から設計変更を行うということを行いますと、現在8基の火葬炉で、図面そのほかの資料につきましては設計を進めております。こちらを全て修正をしなければならないということになりますので、おおよそ半年、法的な手続を含めると半年から1年ほど工期が延びるのではないかと予想されます。

答弁は以上になります。

○議長（関田直子議員） 加涌議員

○3番（加涌弘貴議員） 私が聞いたのは半年だというので、お答えをいただいたと思うのですが、事前に打ち合わせたときには。だから、十分間に合うのかなと思った次第で、お聞きしたところであります。

本日監査委員のほうから監査報告書が出ています。代表が森代表監査、私も4年間、あの人が監査をやっていて、一緒に監査させていただいた中で、あと日高市から三木議員さんが活躍されています。お二人とも経験豊かで、高い見識を持った方からの監査報告であります。私も熟読をさせていただきました。

監査委員からも火葬までの日数長期化と将来需要増加への懸念が指摘をされていると思います。私も4年間監査委員させていただきました。監査というのは議員以上に例月検査、例月監査ですと

か、決算監査、膨大な資料を執行部の皆さんからいただきます。我々議員がいただけない資料も詳細に把握しています。そういった中でこういった指摘がされているということは、大変重いかたと私は思っています。

せっかく新しい斎場ができて、冬の待ち日数の逼迫状況がこれが改善されていないにしろ、もちろん市民の不安が高まると思います。監査委員から、私も監査委員だったので、そうなのですけれども、監査委員から監査請求に対応できるしっかりとした説明責任も私は求められていると思いますけれども、この点についてはどのようなご意見をお持ちなのか、お伺いをいたします。

○議長（関田直子議員） 答弁願います。

春原事務局長

○事務局長（春原秀樹君） 監査請求に対する対応というふうなご質問でした。監査請求に対しましては、事実に基づきまして現存する資料と公開をしまして丁寧に説明をしていくということで対応していきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（関田直子議員） 加涌議員

○3番（加涌弘貴議員） 立ち止まるのなら今しかないわけですね、立ち止まるのなら。私は今日の一般質問ってとても大事なかなと思っています。当然議事録もできますけれども、この議論というのは将来の歴史の検証にある意味ではさらされる、そんな可能性も高い今日の一般質問の議論かなと思っています。当然監査請求も視野に入れながら、皆さんお答えをいただいていると思うところでありまして、立ち止まるのなら今であります。ぜひ管理者が替わりましたので、もう一度よく慎重にご判断をいただきたいというふうに思います。歴史の検証に備えた論点整理を私のほうからお願いをしたいと思います。

そういうふうなことでありますので、ぜひ検証するというふうな管理者のほうから先ほど答弁いただきましたけれども、あと2分を切りました。ぜひもう一度立ち止まって検証していくことが、将来に禍根を残さないことにつながるかなと思っています。

8月15日が終戦記念日であります。私、今の流れでいきますと、戦前の大本営のような、もう決まったことだからしょうがないから突っ走るのだと、こんな流れのような気がして、将来的に禍根を残さないかなと不安に思っています。我々の議決権であります。執行権者はいませんので、私も小与党の立場で将来の飯能市、管理者の皆さんの立場をおもんばかり、また監査委員さんの立場をおもんばかり、発言をした次第であります。そういった中でぜひとも我々議会人でもありますので、しっかりとその辺をお伝えをさせていただきまして、私の一般質問とさせていただきます。市長自らご答弁いただきましたこと感謝を申し上げまして、ぜひとも検証のほうをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

- 議長（関田直子議員） 以上で加涌議員の一般質問を終わります。
これをもって一般質問を終了といたします。

◎議員派遣の件

- 議長（関田直子議員） 次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び広域飯能斎場組合議会会議規則において準用する飯能市議会会議規則第165条の規定により、お手元に配付いたしました議員派遣の件に記載のとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という者あり〕

- 議長（関田直子議員） ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付いたしました議員派遣の件に記載のとおり、議員の派遣をすることと決定いたしました。

なお、ただいま議決されました議員派遣の内容に変更が生じた場合には議長にご一任を願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という者あり〕

- 議長（関田直子議員） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎令和6年度繰越明許費繰越計算書の報告に対する質疑

- 議長（関田直子議員） 次に、令和6年度繰越明許費繰越計算書の報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり〕

- 議長（関田直子議員） 質疑なしと認めます。

以上で本定例会の議事は全部終了いたしました。

◎管理者あいさつ

- 議長（関田直子議員） 管理者からあいさつのための発言を求められておりますので、許可いたします。

新井管理者

- 管理者（新井重治君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして一言ご

あいさつを申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました案件は、議案1件、認定1件でございました。慎重なるご審議をいただき、原案のとおりご議決、ご認定を賜りまして、誠にありがとうございました。

今後とも組合運営につきましては鋭意努力していく所存でございますので、なお一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ここに、令和7年第3回広域飯能斎場組合議会定例会の閉会に当たりまして、議員皆様のご健勝とご活躍を心からご祈念申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（関田直子議員） これをもちまして令和7年第3回広域飯能斎場組合議会定例会を閉会いたします。

（午前10時47分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 関 田 直 子

署 名 議 員 加 涌 弘 貴

署 名 議 員 菅 野 淳

署 名 議 員 三 木 伸 也

処 理 結 果

処 理 結 果

番 号	件 名	議決番号	結 果
議案第 8 号	令和 7 年度広域飯能斎場組合一般会計補正予算（第 1 号）	第 8 号	原案可決 （全員）
認定第 1 号	令和 6 年度広域飯能斎場組合一般会計歳入歳出決算の認定 について	第 9 号	認 定 （全員）